

## クオリティセレクション出展規約

-以下の規約に含まれる書類・書面などの言葉には、すべての媒体でのデジタルデータも含むものといたします。

### 内容

1. 規約の履行 .....	2
2. 出展資格 .....	2
3. 出展申込及び出展料の支払 .....	2
4. 出展キャンセル・取り消し .....	2
5. 書類の提出 .....	2
6. 展示スペースの割り当て .....	3
7. クリエイター、チャレンジブース展示に関する規約 .....	3
8. ヒーリング、ワークショップ、フードコート出展に関する規約 .....	4
9. 損害責任 .....	5
10. 個人情報の取り扱いについて .....	5

## 1. 規約の履行

出展者は以下に述べる各規約および、クオリティセクション事務局（以下主催者）から提示された出展に関するご案内の各規定を遵守しなくてはなりません。これらに違反したと主催者が判断した場合、その時期を問わず出展申込の拒否、出展の取り消し、ブース・展示物・装飾物の撤去・変更を主催者は命じることができます。その際、主催者の判断根拠は当事者以外には公表いたしません。また、出展者から事前に支払われた費用の返還、および出展取り消し・ブース・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展者および関係者の損害も補償いたしません。

## 2. 出展資格

出展者は主催者が定める展示会の開催趣旨に合致する法人・個人とします。また、主催者は選考委員を指名し選考委員会を設ける権利を持ちます。選考委員会は基準に従い出展審査を行い、出展申込者が出展基準を満たすか否かを決定する権利を持ちます。

## 3. 出展申込及び出展料の支払

3-1. 本展示会は、主催者が定める出展に必要な書類を主催者が受領した時点で、正式な申込といたします。

3-2. 出展料金は、選考会にて決定された出展者宛てに主催者から請求書を発行します。出展者は請求書にしたがって指定期日までに指定銀行口座にお振込ください。期日までに出展料のお振込がない場合、主催者は申込を取り消す権利を持ちます。

## 4. 出展キャンセル・取り消し

4-1. 出展申込後、出展者が出展のすべてまたは一部の取り消し・解約をする場合、出展者は直ちに書面にて主催者に届け出る義務を負います。

4-2. キャンセル後の出展料の返還にはいかなる理由があっても応じることはできません。

4-3. 出展申込を正式に完了し受理した後でも、出展者において「出展規約」などに違反したと主催者が判断した場合、主催者は出展を取り消す権利を持ちます。この場合、出展料の返還には応じることはできません。

## 5. 書類の提出

出展申込を正式に主催者が受理した後、主催者から提出を求められたすべての書類を出展者は指定期日までに届け出なければなりません。期日に遅れた場合、出展申込事項を履行するか否かを決定する権利を主催者は持ちます。

## 6. 展示スペースの割り当て

- 6-1. 展示スペースは、主催者が定めるブースの配置、形状に基づき、所定の手続きに従い、主催者にて決定いたします。出展者は、その結果に従うものとします。
- 6-2. 出展者は、いかなる理由があってもその全部または一部を、他の個人・法人与交換・譲渡・貸与などすることはできません。
- 6-3. 出展申込キャンセルなどがあった場合、主催者は、発表したブース配置の全体レイアウトを変更する権利を持ちます。
- 6-4. 出展者は割り当てられたブース枠外へはみ出した陳列展示を行ってはなりません。

## 7. クリエイター、チャレンジブース展示に関する規約

- 7-1. クリエイターブースにおいては出展申込書に記載された出展希望者およびその作品が展示販売対象になります。その関連・関係者およびグループ・提携関係にある個人・法人、またそれらの作品・製品・サービスなどを出展することはできませんのでご注意ください。
- 7-2. チャレンジブースにおいては7-1. の規約は適用いたしません。ただし、工業製品など手作り品以外の展示販売は、これを認めることはできません。
- 7-3. 出展者は、出展申込書に記載された出店希望者および製品・サービスなどに変更が生じた場合、直ちに書面にて主催者に連絡しなければなりません。
- 7-4. 装飾・展示物などの搬入・搬出および展示方法などは、主催者から書面にて指示された内容に規定され、出展者はこれを遵守しなければなりません。
- 7-5. 出展者は、通路など自己のブース内以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。
- 7-6. 出展者は、強い光、火気、熱、臭気、または大音響を放つ実演など他者の迷惑となる行為または、近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無や実演などが他者に多大な迷惑を与えているか否かは主催者が判断し、その中止・変更を命じることが出来ます。また、出展者はそれに従うものとします。
- 7-7. 出展者は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。
- 7-8. 出展者は、展示会の会期中および会期後に来場者・他の出展者に対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、出展中止または次回以降の出展申込拒否などの申し入れを主催者は行う権利を持ちます。また、出展者はこれに従うものとします。
- 7-9. 展示会の会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して主催者はその責任を一切負いません。

## 8. ヒーリング、ワークショップ、フードコート出展に関する規約

8-1. ヒーリングブース、ワークショップブースにおいては出展申し込み書を提出し、クオリティセクション事務局において選考を行い出展を認められた者・グループを出展者とします。

8-2. ヒーリングブースにおけるヒーリングとは出展者によるサービスを受けることによって、来場者が精神的あるいは肉体的に満足を得られるものとし、いかなる法律にも抵触しない行為であることとします。

8-3. ヒーリングブースにおいては工業製品など手作り品以外の販売を伴う活動については、これを認めることはできません。また根拠(注)のない効果効能をうたった活動、物品の販売はこれを認めることはできません。

8-4. ワorkshopブースにおいては、1対1、あるいは1対多による出展者と来場者がともに参加する活動を必ず行い、その活動を主とした内容でなければなりません。出展者はクオリティセクション事務局において出展を認められた方が対象となります。

8-5. フードコートにおいては保険所より食品販売の営業許可を受けた個人・グループ・法人で、クオリティセクション事務局に出展を認められた者を出展者とします。

8-6. 出展者は、通路など自己のブース内及び所定のコーナー以外の場所で、展示、宣伝、営業行為などを行うことはできません。

8-7. 出展者は、強い光、火気、熱、または大音響を放つ実演など他者の迷惑となる行為または、近隣の展示を妨害してはいけません。妨害の有無や実演などが他者に多大な迷惑を与えているか否かは主催者が判断し、その中止・変更を命じることができます。また、出展者はそれに従うものとします。

8-8. 出展者は、展示会場に適用されるすべての防火および安全法規・行政指導を遵守しなければなりません。

8-9. 出展者は、展示会の会期中および会期後に来場者・他の出展者に対し迷惑のかかる行為（強引なセールス、勧誘、誹謗中傷、営業妨害またはそれらに類する行為など）があったと主催者が判断した場合、出展中止または次回以降の出展申込拒否などの申し入れを主催者は行う権利を持ちます。また、出展者はこれに従うものとします。

8-10. 展示会の会期中および会期後の出展者と来場者間における商談・契約内容などに関して主催者はその責任を一切負いません。

(注) 医学的、あるいは統計学的に第三者によって確認されることで認められたもの。

## 9. 損害責任

9-1. 主催者はいかなる場合においても、出展者およびその関係者が展示スペースを使用することによって生じた人および物品に対する傷害・損害（転落などによる破損や盗難も含む）などに対し、一切の責任を負いません。

9-2. 出展者は本人およびその関係者の不注意などによって生じた展示会場内、およびその周辺の建築物・設備に対するすべての損害について、ただちに賠償するものとしてします。

9-3. 主催者は、天災、地変その他不可抗力の原因により会期中止または中断することがあります。この場合、主催者は支払うべき経費を支払った後、残金があった場合には、出展者が既に支払った出展料に応じて残金を出展者に払い戻します。ただし、中止・中断によって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

9-4. 主催者は自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた出展者および関係者の損害は補償しません。

## 10. 個人情報の取り扱いについて

10-1. 出展者は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法および関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得をお願いします。利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内での活用をお願いします。特に第三者提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体から「同意」をとってください。

10-2. 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」について、「法律に定められた安全管理」を遵守した適切な管理・運営をお願いします。

10-3. 出展者は、展示などを通じて取得した「個人情報」の開示、訂正、追加、削除、利用の停止、消去、苦情の訴えなどを受けた場合、法令を遵守した適法かつ適切な対応をとってください。

10-4. 出展者が展示などを通じて取得・管理・運営する「個人情報」の情報主体または情報主体と主張する者との間で、紛争が生じた場合は、両方で協議して当該紛争の解決にあたってください。主催者はその際、一切の責任を負いません。